

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土整備部 河川砂防課

法令名	海岸法	法令の番号	昭和31年法律第101号				
不利益処分の種類	海岸占用料、土砂採取料の徴収	根拠条項	第11条第1項				
処分基準	<p>建設海岸における占用料及び土砂採取料の徴収</p> <p>海岸法第7条第1項、同法第37条の4及び同法第8条第1項の許可を与えた者から、佐賀県海岸占用料等徴収条例（平成12年佐賀県条例第20号）に定める額を海岸保全区域占用料又は土石採取料として徴収する。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	目次NO